

件名

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件

○内閣府告示第 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項及び第二十三項第三号の規定に基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 上場株式投資信託 公社債投資信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託をいう。次号及び第七条第二項において同じ。）以外の証券投資信託（同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。次号及び第七条第二項において同じ。）のうち、その受益権が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等（同項に規定する株式等をいう。第五条において同じ。）に該当するものをいう。 〔二・三 略〕 四 指定インデックス投資信託 公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項及び第七条第二
改正前	(定義) 第一条 〔同上〕 一 上場株式投資信託 公社債投資信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号に規定する公社債投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（同項第十三号に規定する証券投資信託をいう。次号において同じ。）のうち、その受益権が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等（同項に規定する株式等をいう。第五条において同じ。）に該当するものをいう。 〔二・三 同上〕 四 〔同上〕 イ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該公募株式投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第三条第一項において同じ。

項において同じ。)である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの)をいう。以下同じ。)において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資(当該資産に投資する他の投資信託(同法第二条第三項に規定する投資信託をいう。)の受益権又は投資法人(投資法人(同条第十二項に規定する投資法人をいう。)及び外国投資法人(同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。ロ(2)及び第七条第二項において同じ。)をいう。第七条第二項において同じ。)の投資口(同法第二条第十四項に規定する投資口その他これに類するものをいう。以下同じ。)を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。)を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの

(1) 「略」

(2) 主たる投資の対象としている資産が次のいずれかに該当する旨

「(i)・(ii) 略」

(iii) 株式及び不動産投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人で、その規約(同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七

条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。)の投資口(同条第十四項に規定する投資口その他これに類するものをいう。以下同じ。)を直接又は間接に保有する場合を含む。以下同じ。)を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるもの

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 「同上」

「(i)・(ii) 同上」

(iii) 株式及び不動産投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人で、その規約(同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七

条第二項において同じ。)においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号ロ(4)及びニ(1)並びに第七条第一項第一号において同じ。)の所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。)を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する外国投資法人をいう。)の投資口(以下「不動産投資法人の投資口等」という。)

(iv) 「略」

(3) 「略」

〔五〃八 略〕

(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定す

条第二項において同じ。)においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号ニ(1)及び第七条第一項第一号において同じ。)の所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。)を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人(第七条第二項において「外国投資法人」という。)をいう。第七条第二項において同じ。)の投資口(以下「不動産投資法人の投資口等」という。)

(iv) 「同上」

(3) 「同上」

〔五〃八 同上〕

(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 「同上」

る内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 上場株式投資信託 次に掲げる要件

イ 「略」

ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔①・② 略〕

③ 当該上場株式投資信託の受益権が租税特別措置法第三十七条の十四第五項第四号又は第六号に規定する累積投資契約（④に規定する特定累積投資契約を除く。）により取得するものである場合には、当該上場株式投資信託の受益権の取得対価の額は、一口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、一単位）当たり一万円以下であること。

④ 当該上場株式投資信託の受益権が特定累積投資契約（租

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔①・② 同上〕

③ 当該上場株式投資信託の受益権の取得対価の額は、一口（取得する受益権が共有持分の割合である場合には、一単位）当たり千円以下であること。

「加える。」

税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号に規定する累積投資契約により取得する上場株式投資信託の受益権が同号に規定する一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の同条第一項第二号イに掲げる上場株式等である場合における当該累積投資契約をいう。）により取得するものである場合には、当該上場株式投資信託の受益権の公表最終価格（金融商品取引所において公表されたその日における当該受益権の最終の売買の価格その他これに準ずる価格に相当する金額をその一単位当たりの価額として計算した金額をいう。（4）及びホにおいて同じ。）が三万円を超えたときは、その超えた日から六月を経過する日までに当該受益権の公表最終価格を三万円以下にするための必要な措置が講じられるものであること。

「ハ・ニ 略」

ホ|| 当該上場株式投資信託の受益権（ロ(4)に規定する場合に該当するものに限る。ホにおいて同じ。）が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 対象商品届出書（次条第一項に規定する対象商品届出書（第四条第一項に規定する届出事項等変更届出書を含む。）をいう。（2）において同じ。）を提出する日前一月間の当該上場株式投資信託の受益権の公表最終価格の平均値が一万円以下であること。
- (2) 対象商品届出書を提出する日の前営業日における当該上

「ハ・ニ 同上」

「号の細分を加える。」

	場株式投資信託の受益権の公表最終価格が一万円以下であること。 ㍷ 「略」 二 「略」 (対象商品届出書) 第三条 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。 「一〇四 略」 五 当該上場等株式投資信託に関する次に掲げる事項 「イ〇ハ 略」 ㍷ 上場株式投資信託に該当する場合には、前条第一号ロ(3)又はホに掲げる要件のいずれに該当するか（これらの要件のいずれにも該当する場合には、その旨） ホ〇リ 「略」 「六・七 略」 2 対象商品届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 い。
	第三条 「同上」 二 「同上」 (対象商品届出書) 第三条 「同上」 「一〇四 同上」 五 「同上」 「イ〇ハ 同上」 「号の細分を加える。」 「六・七 同上」 二〇チ 「同上」 「六・七 同上」 2 「同上」

一 「略」

二 当該上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする際に、当該受益権の募集又は売出しをする者と当該募集又は売出しに応じて当該受益権を取得する者との間で締結する契約に係る約款（前項第五号リに掲げる事項の記載があるものに限る。）

「三・四 略」

五 当該上場等株式投資信託が上場株式投資信託に該当する場合であつて、当該上場株式投資信託の受益権が前条第一号ホに規定するものに該当する場合には、次に掲げる書面

イ 前条第一号ロ(4)に規定する必要な措置の内容について記載した書面

ロ 前条第一号ホ(1)及び(2)に掲げる事項を証する書面

六 「略」

3 「略」

（届出事項等変更届出書）

第四条 前条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容を記載した届出書（次項及び第三項において「届出事項等変更届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第三項に規定する提出期限までに、当

一 「同上」

二 当該上場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする際に、当該受益権の募集又は売出しをする者と当該募集又は売出しに応じて当該受益権を取得する者との間で締結する契約に係る約款（前項第五号チに掲げる事項の記載があるものに限る。）

「三・四 同上」

「号を加える。」

五 「同上」

3 「同上」

（届出事項等変更届出書）

第四条 前条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容を記載した届出書（次項において「届出事項等変更届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、次項に規定する提出期限までに、当該上場等株式

該上場等株式投資信託につき次条第一項に規定する対象商品廃止等届出書を提出する場合は、この限りでない。

「一・二 略」

2|| 届出事項等変更届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第二条第一号ホに掲げる要件を満たすものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ロ(3)に掲げる要件を満たすこととなった場合 前条第二項第二号に掲げる書面

二 第二条第一号ロ(3)に掲げる要件を満たすものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ホに掲げる要件を満たすこととなった場合 前条第二項第五号イ及びロに掲げる書面

3|| 届出事項等変更届出書は、第一項各号に掲げる場合に該当することとなる日の十五日前（第二条第一号ロ(3)及びホに掲げる要件のいずれにも該当するものとして提出した対象商品届出書に係る上場株式投資信託につき同号ロ(3)又は(4)に掲げる要件のうちいずれかを満たさないこととなる場合には、その満たさないこととなる日の三十日前）までに提出しなければならない。

（対象商品廃止等届出書）

第五条 第三条第一項の規定に基づき同項に定める対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等は、当該対象商品届出書に係る上

投資信託につき次条第一項に規定する対象商品廃止等届出書を提出する場合は、この限りでない。

「一・二 同上」

「項を加える。」

2|| 前項に規定する届出事項等変更届出書は、同項各号に掲げる場合に該当することとなる日の十五日前までに提出しなければならない。

（対象商品廃止等届出書）

第五条 「同上」

場等株式投資信託が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その旨及びその内容（第二号に掲げる場合に該当するときは、その理由を含む。）を記載した届出書（次項において「対象商品廃止等届出書」という。）を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一、四 略」

五 第二条第一号イからハまで若しくは二(1)又は第二号イ若しくはロに掲げる要件に該当しないこととなるとき（同条第一号ロ(3)又は(4)に掲げる要件に該当しないこととなる場合にあっては、そのいずれにも該当しないこととなる場合に限る。）。

2 「略」

（特定非課税管理勘定に受け入れることができない上場株式等の範囲等）

第七条 「略」

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号ロに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で租税特別措置法第二条第一項第五号に規定する公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）

「一、四 同上」
五 第二条第一号イからハまで若しくは二(1)又は第二号イ若しくはロに掲げる要件に該当しないこととなるとき。

2 「同上」

（特定非課税管理勘定に受け入れることができない上場株式等の範囲等）

第七条 「同上」

2 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号ロに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる上場株式等のうち、上場等株式投資信託の受益権、不動産投資法人の投資口等又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、規約（当該不動産投資法人の投資口等が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該

（）、投資法人の投資口又は特定受益証券発行信託（同法第二条第一項第五号に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権で、委託者指図型投資信託約款、委託者非指図型投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款（当該証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものが外国投資信託である場合には、当該委託者非指図型投資信託約款に類するもの）をいう。）、規約（当該投資法人の投資口が外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

一 投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

二 投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的

三 先物外国為替取引により、投資信託、投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

規約に類するもの）又は信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に規定する信託契約において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（次に掲げる目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることとする。

一 上場等株式投資信託、不動産投資法人又は特定受益証券発行信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

二 上場等株式投資信託、不動産投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的

三 先物外国為替取引により、上場等株式投資信託、不動産投資法人又は特定受益証券発行信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（適用時期）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用前に第一条第一号に規定する上場株式投資信託が第二条第一号ロ(3)に掲げる要件を満たすものとして第三条第一項に規定する対象商品届出書を提出した投資信託委託会社等（同項に規定する投資信託委託会社等をいう。）が、当該対象商品届出書に係る当該上場株式投資信託につき同号ホに掲げる要件を満たして当該上場株式投資信託の受益権を租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、当該対象商品届出書の第三条第一項第五号ニに掲げる事項に変更があつたものとみなして、第四条の規定を適用する。